

「子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則」の一部改正について

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則  
新旧対照表

現行				改正案			
～略～				～略～			
別表(第2条、第3条、第4条関係)				別表(第2条、第3条、第4条関係)			
1号認定利用者負担額				1号認定利用者負担額			
階層区分		1号認定利用者負担額(月額:円)		階層区分		1号認定利用者負担額(月額:円)	
A	生活保護世帯	0		A	生活保護世帯	0	
B	(略)			B	(略)		
C1				C1			
C2	市 町	(略)		C2	市 町	(略)	
C3	村 民			C3	村 民		
C4	税 所	51,401円以	11,300	C4	税 所	51,401円以	10,100
	得 割	上77,100円			得 割	上77,100円	
	課 税	以下			課 税	以下	
C5	額 が	(略)		C5	額 が	(略)	
C6	右 の			C6	右 の		
C7	区 分			C7	区 分		
C8	に 該			C8	に 該		
C9	当 す			C9	当 す		
	る 世				る 世		
	帯				帯		
～略～				～略～			
				<u>附 則</u>			
				この規則は、公布の日から施行し、改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の規定は、平成30年4月1日以降に行われた子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育について適用する。			